

## 野々市市規則第1号

### 野々市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(容積率の特例に係る許可の申請に係る添付書類)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める地域地区
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあっては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料

(2) 省令第6条の通知書の写し又はこれに代わる書面

(3) その他市長が必要と認める図書

2 省令第18条第1項の許可申請書のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係るものについては、前項各号に掲げる書類のほか、工場・危険物調書（別記様式）を添えなければならない。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。